下久保ダムにおける掘削等希望者公募要領

令和６年３月

独立行政法人水資源機構

下久保ダム管理所

第１ 趣旨

この公募要領は、「下久保ダムにおける公募型堆砂土有効活用試行要綱」（令和６年３月13日制定）に基づき、独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所（以下「管理所」という。）が管理する下久保ダムのダム管理上支障となっている堆砂土を、資源の有効活用と下久保ダムの維持管理経費の削減を図るため、掘削等希望者を公募することについて、必要な事項を定めるものです。

第２ 掘削等希望者の資格

掘削等希望者は、別に定める「下久保ダムにおける公募型堆砂土有効活用試行要綱」のとおりとします。

第３ 堆砂土の公募対象場所及び掘削等期間等

今回の公募対象場所及び掘削等期間等は以下のとおりとします。

⑴ 河川及びダムの名称：利根川水系 一級河川 神流川 下久保ダム

⑵ 掘削等の場所：場所①群馬県多野郡神流町大字柏木地先（貯砂ダム付近）
場所②埼玉県児玉郡神川町大字矢納地先（原石山跡地）
なお、それぞれの詳細場所は別添位置図、平面図及び横断図(参考)のとおり。

⑶ 掘削等に係る土地の面積：場所①：⑵に示す範囲の内約2000㎡
場所②：⑵に示す範囲の内約2000㎡

⑷ 掘削等すべき堆砂土の概算数量：

- 場所①：a)掘削等をすべて掘削等予定者が実施‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥約2000㎥
  b)掘削等のうち掘削積込を機構が実施‥‥‥‥‥最大約2000㎥
- 場所②：a)掘削等をすべて掘削等予定者が実施‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥約2000㎥
  b)掘削等のうち掘削積込を機構が実施‥‥‥‥‥最大約2000㎥

※1： 場所①b及び②bの概算数量は、それぞれ場所①a、②aの掘削等予定者による掘削等が概算数量に満たない場合に、その残数量に対して実施するものとします。よって、①a及び②aにおいて概算数量に対して掘削等予定者が確保できた場合は、①b及び②bの掘削等予定者の決定を実施しない場合があります。

※2： ※1により、①②においてa)b)両方に掘削希望を行うことも可能とします。この場合、原則として①a及び②aから優先的に掘削等予定者を決定するものとします。

⑸ 掘削の深さ：想定平均掘削深：２m程度

⑹ 掘削等の期間：①許可の日から令和６年９月３０日まで
②許可の日から令和６年９月３０日まで

⑺ 掘削等にあたっての条件

ア 掘削等の場所について

- 掘削等予定場所は、下久保ダムの貯水池内及び貯水池周辺用地であり、第３⑵に示した範囲の堆砂土とします。
- この公募要領による堆砂土の掘削等は、ダムの堆積堆砂土の除去を目的とすることから、第３に示した公募対象場所の掘削等すべき堆砂土の数量を掘削等の場所から搬出することとします。また、掘削等が完了した場合、下久保ダム管理所長（以下「所長」という。）が指示する図書を作成・提出し、完了の確認を受けることとします。

イ 掘削等による土の搬出について

- 掘削等予定者は、堆砂土の搬出にあたり、貯水池への進入路の使用について、機構の承認を得るものとします。
- 掘削による堆砂土の搬出については、運搬に使用する経路に支障を与えないよう運搬計画等に留意することとします。
- 搬出数量は、第４に示す申込書に記載した数量について、第3⑹に示す掘削等の期間内に搬出する責任を負うものとします。ただし、出水や貯水位運用など掘削等予定者の責によらない理由により掘削等の期間内に予定していた数量の搬出が出来ない場合は、この限りではありません。なお、予定数量の搬出が終了していない段階でやむを得ない理由により機構が堆砂土の搬出の終了を通知する場合があります。この場合はこの通知に従って工事を終了してください。
- 搬出数量の確認方法は測量等によるものとし、その確認は掘削等予定者にて行い、その結果を機構に提出するものとします。

ウ 搬出路の保全について

- 掘削等土の運搬は過積載に十分注意し、雨天などの影響で水分を含む状況である場合は、十分な水切りを行うこととします。また、掘削等箇所から県道へ出る際にタイヤ等に付着した堆砂土で道路を汚すことの無いよう配慮するとともに、出入り口付近の路面を定期的に清掃することとします。
- 堆砂土の運搬により公道を損傷させた場合は、掘削等予定者にて道路管理者と協議の上必要に応じて補修を行うものとします。

エ 危険防止のための措置について

- 危険防止のため使用機材、重機等の置き場所は十分配慮することとします。
- 掘削等の期間において、出水やダム運用の都合等により機構より掘削等の停止や掘削等の場所からの待避の通知を行う場合があります。この場合はこの通知に従ってください。
- 堆砂土搬出時は、一般交通に支障を与えないよう交通整理人を設置するなど危険防止のための措置を行ってください。

オ その他

- 場所①については、ダム貯水池内であり、掘削範囲は河川の影響を受けることから、降雨による出水やダム貯水位の状況によっては掘削等の期間において掘削等が実施できない場合があります。また、場内仮設道路の整備や河川横断のための仮設が必要となる場合があります。
- 掘削による貯水池水質への影響を回避するため、濁水対策（掘削場所の瀬回し等）が必要となります。
- 堆砂土にはごみや泥、木片等が含まれています。掘削等の場所から堆砂土とともにこれらを搬出した後は、堆砂土及び堆砂土に含まれているごみや泥、木片等の一切は掘削等予定者にて適切に処分することとします。
- 掘削場所において、ダム施設等を損傷するなどダム管理上支障を与えた場合は、掘削等予定者の責任において、原形復旧を行うものとします。
- 堆砂土の掘削等のための掘削工事により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)」（平成13 年６月１日付け環境省環廃産第276 号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成５年１月12 日付け建設省経建発第３号）に準拠し、掘削等予定者の費用において適正に処理することとします。
- 堆砂土の掘削等のための掘削工事により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12 年法律第104 号）に準拠し、掘削等予定者の費用において適正に分別・再資源化等を行うこととします。
- 堆砂土の掘削等及び運搬により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、掘削等予定者の責任において解決することとします。

第４ 公募期間及び申込み手続き

公募期間は、次のとおりとします。

令和６年３月19日（火）午前９時00分から

令和６年４月 1日（月）午後４時30分まで（郵送の場合は締切日必着のこと）

掘削等希望者は、「堆砂土利用申込書」（様式第１号）、「堆砂土利用計画概要書」（様式第２号）及び必要書類（以下「申請書等」という。）を所長に提出することとします。

申込書等の提出先、提出期限及び提出方法は、次のとおりとします。

(1) 申込書等の提出先

〒３６７-０３１３ 埼玉県児玉郡神川町大字矢納１３５６－３

独立行政法人水資源機構 下久保ダム管理所

電話 ０２７４－５２－２７４６ ＦＡＸ ０２７４－５２－５４０８

メールアドレス：JWA_shimokubo@water.go.jp

⑵ 申込書等の提出期限

令和６年４月１日（月）午後４時３０分（郵送の場合は締切日必着のこと）

⑶ 申込書等の提出方法

書面により、⑴に定める提出先に持参又は郵送で提出することとします。

なお、持参する場合は、公募期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３ 年法律第１７８ 号）に規定する休日を除く毎日午前９時００分から午後４時３０分までとします。

第５ 公募関係図書のホームページの掲載

公募期間中、関係図書を管理所ホームページに掲載するものとします。

⑴ 掲載期間

令和６年３月19日（火）から令和６年４月１日（月）まで

⑵ ホームページ

管理所ホームページに掲載する。

https://www.water.go.jp/kanto/simokubo/

第６ 本要領に対する質問等

本要領に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出することとします。

⑴ 受付期間

令和６年３月19日（火）午前９時００分から

令和６年３月22日（金）午後４時３０分まで

⑵ 提出場所

第４ ⑴に定める提出先とします。

⑶ 提出方法

質問書（任意様式）に、質問内容、質問者の氏名、担当部署、電話番号及びＦＡＸ番号を明記の上、持参、ＦＡＸまたは電子メールにより提出するものとし、ＦＡＸ・電子メールによる場合は、提出後に第4.⑴に示す連絡先に着信の確認を行うこととします。

なお、持参する場合は、（１）に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日午前９時００分から午後４時３０分までとします。

⑷ 質問に対する回答

所長は、質問に対して速やかに回答するとともに、質問及び回答書は、管理所ホームページで第４ ⑵に定める期限まで掲載するものとします。

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合があるものとします。

第７ 掘削等予定者の決定

所長は、掘削等希望者から提出された申込書等の内容に関して、次の項目について総合的に審査を行い、適格と認められた者の中から掘削等予定者として決定します。なお、評価結果は公表しません。

また、当該年度に第３に示した掘削等すべき堆砂土の数量以上の掘削等が必要と見込まれる時は、新たな公募を行わずに掘削等予定者に対して掘削を依頼することができるものとします。

⑴ 希望する掘削場所と採取希望数量

- 採取を希望する箇所及び堆砂土の数量により評価します。

⑵ 掘削等希望者の協同化等の状況

- 河川砂利基本対策要綱（昭和49年４月30日付け建設省河計発第42号建設事務次官通達）第4に基づく砂利採取業者の協同化の状況等について評価します。

⑶ 堆砂土の掘削（採取）・運搬・洗浄選別の方法（工程を含む）及び不用残土等の処理方法

- 掘削等の場所からの堆砂土の掘削、運搬、洗浄方法及び堆砂土に含まれるごみや泥、木片等の処理方法について評価します。

⑷ 採取した堆砂土の用途（自家消費又は他者への供給の別、及び公益性等）

- 堆砂土の利用用途及びその用途の公益性について評価します。

⑸ 施工方法等工程全般からみた環境への配慮及び出水時の対応を含む安全対策

- 掘削等実施時における貯水池水質など周辺環境への配慮（濁水防止など）及び出水が想定された場合の対応（重機の退避など）を含む安全対策について評価します。

第８ 申込書等に関するヒアリング

所長は、提出された申込書等について不明な点が生じた場合には、必要に応じて申込書等の内容に関するヒアリングを実施します。

第９ 掘削等予定者の決定及び通知

所長は、申込書等を提出した者に対して、掘削等予定者の決定結果を様式第３号及び第４号により通知するものとします。

様式第3号の通知を受けた堆砂土引取予定者は、様式第5号により回答することをもって機構と合意したこととします。

第10 掘削等予定者の公表

所長は、掘削等予定者の決定後、掘削等予定者名等を管理所ホームページ内に掲載するものとします。

第11 堆砂土の掘削等に係る許認可手続き

場所①の掘削等予定者は、河川法第25条の規定による土石等の採取の許可、河川法第２７条の規定による土地の掘削等の許可及び砂利採取法第16 条の規定による掘削等計画の認可の申請手続きを速やかに（令和６年７月１日頃までに）行うこととします。

また、場所①、②にて掘削等に係るその他必要な許認可手続き等がある場合は、掘削等予定者にて適切に行うこととします。

第12 その他

(1) 公募対象箇所の現地確認･堆砂土の試掘を希望する者は、下久保ダム管理所の担当職員の立会のもと、自らの費用で現地確認･試掘を行うことができるものとします。希望する場合は、第４.(1)に示す連絡先に事前に連絡し、日程調整を行う事とします。

(2) 提出された書類等は、返却しません。

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

堆砂土利用申込書

下久保ダム管理所長 殿

申込者 住所または所在地
氏名または名称
代表者氏名

一級河川神流川 下久保ダムにおける堆砂土の採取について、公募要領記載の条件を承諾し、別紙「堆砂土利用計画概要書」のとおり採取を希望するので申し込みます。

（様式第２号）

堆砂土利用計画 概要書

項　　目	内　　容
氏名又は名称 (砂利採取業者登録年月日及び登録番号)	(　　)
住所又は所在地 代表者氏名	
担当部署 担当者名 連絡先（電話番号）	
砂利採取業務主任者 （資格取得年月日及び登録番号）	(　　)
採取について保証を受ける見込みのある砂利採取業者 （協同組合等団体以外の場合のみ記載） ※ ２者以上を記載	
採取を希望する場所と採取を希望する堆砂土の概算数量	
採取する期間 １日の採取予定時間	○○時○○分 ～ ○○時○○分 （１日 ○○時間○○分）
掘削（採取）・運搬・洗浄選別の方法（工程を含む）及び掘削（採取）等のための設備その他の施設 （確保用地に搬入した堆砂土について骨材利用等を行うために洗浄等を実施する場合には記載）	※　洗浄設備の写真等を添付してください。
採取した堆砂土の水切りの方法及び施設	
採取した堆砂土の搬出方法及び経路	※　国県道及びプラントまでの経路を示した地図を添付してください。
運搬車の稼働時間	○○時○○分 ～ ○○時○○分 （１日 ○○時間○○分）
プラントの所有状況	所在地 自己所有（ 新設 ・ 改修 ・ 既存 ） 貸借（所有者住所氏名： ）

掘削等に使用する重機の運搬方法 （特殊車両通行許可が必要な場合のみ）	※　別紙として特殊車両運搬許可証の写し及び運搬ルートを示した地図を添付してください（特殊車両運搬許可について、現在申請中あるいは今後申請を実施予定の場合は、運搬予定ルートのみ添付とし、作業前に運搬許可の確認ができるよう資料を提示してください）
洗浄選別後の不用残土等の処理方法	
採取した有用砂利等の用途・使用方法	
採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設	※　出水時の対策等があれば具体的に記入してください。
濁水・水質事故防止の方法とその対策	※　掘削等実施時の濁水対策の方法を具体的に記入してください。 ※　重機からの漏油などの水質事故が発生した場合の対策を具体的に記入してください。

※ 工程表を添付してください。
※ 必要に応じて図面等を添付してください。
※ 本様式に記載しきれない場合は、適宜別紙を作成する等により対応してください。

（様式第３号）

下第　　号
令和 年 月 日

氏名又は名称
代表者氏名

下久保ダム管理所長

下久保ダムにおける堆砂土の掘削等予定者の決定について（通知）

令和　年　月　日付で申込みのあった標記ダムにおける堆砂土の掘削希望については、下久保ダムにおける掘削等希望者公募要領第３に定める条件及を遵守するとともに、提出した堆砂土利用計画概要書に基づき堆砂土を適切に処理することを条件として貴殿を掘削等予定者として決定したので通知します。

なお、申請手続きや添付図書等について不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

独立行政法人水資源機構
下久保ダム管理所
担当 管理班　西村
電　話：0274-52-2746
ＦＡＸ：0274-52-5408
E-mail：JWA_shimokubo@water.go.jp

（様式第４号）

下第　　号
令和 年 月 日

氏名又は名称
代表者氏名

下久保ダム管理所長

下久保ダムにおける堆砂土の掘削等予定者の決定について（通知）

令和 年 月 日付で申込みのあった標記ダムにおける堆砂土の採取希望については、審査の結果、貴殿を掘削等予定者として決定するに至りませんでしたので通知します。

なお、不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

独立行政法人水資源機構
下久保ダム管理所
担当 管理班　西村
電　話：0274-52-2746
ＦＡＸ：0274-52-5408
E-mail：JWA_shimokubo@water.go.jp

（様式第５号）

令和 年 月 日

下久保ダム管理所長　殿

氏名又は名称
代表者氏名

下久保ダムにおける堆砂土の掘削等予定者の決定について（回答）

令和　　年　　月　　日付下第　　号で通知のあった標記について、下久保ダムにおける掘削等希望者公募要領第3に定める条件に同意するとともに、提出した堆砂土利用計画概要書に基づき堆砂土を適切に処理することを誓約します。

位 置 図

0　500　1000m

1：10,000

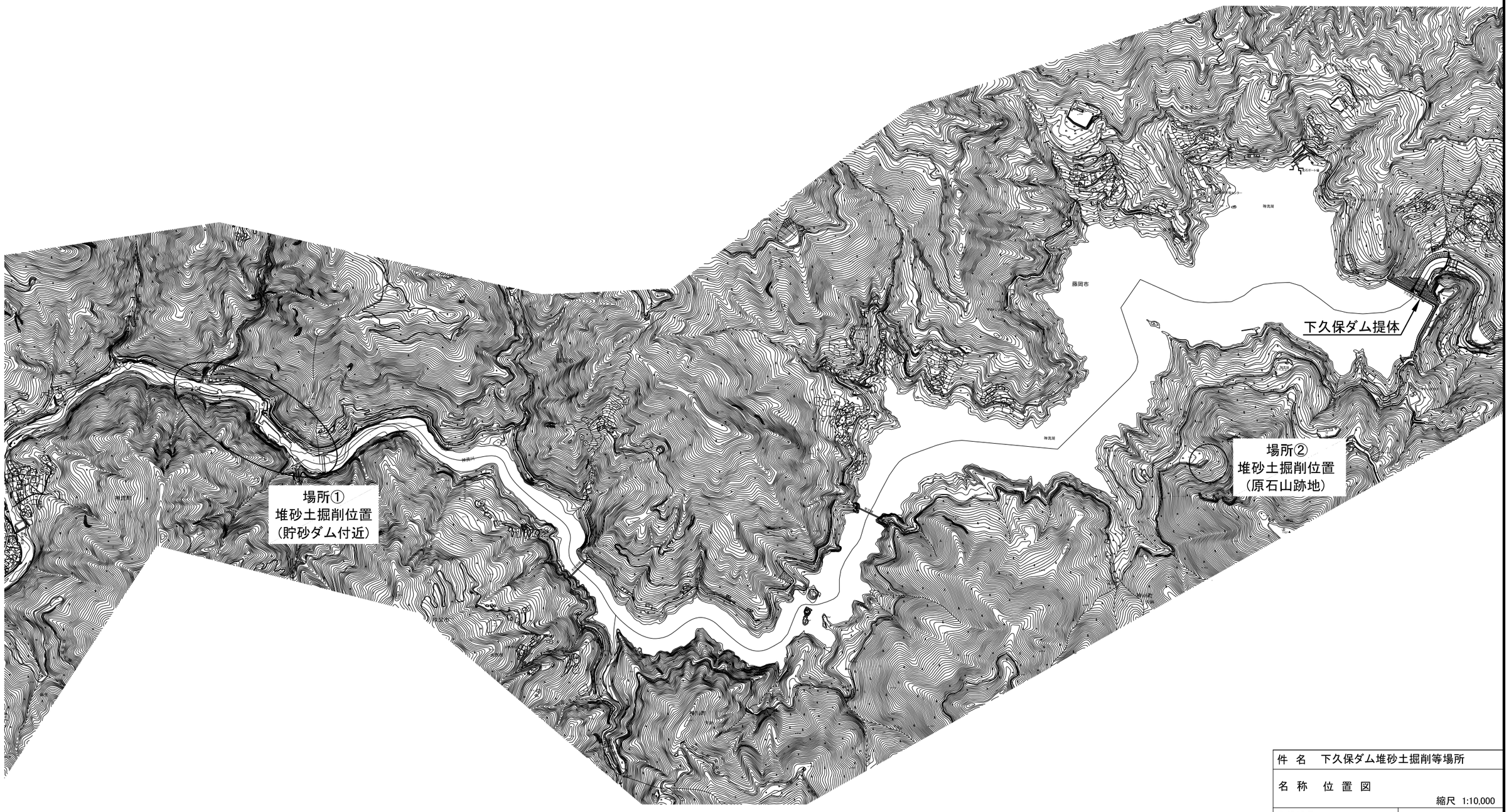

図面の縮尺は、A1版で印刷した場合のものである。

件　名　下久保ダム堆砂土掘削等場所	
名　称　位　置　図 縮尺　1:10,000	
登録番号	整理番号　1／4
独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所	

貯砂ダム付近平面図

縮尺 S=1：1,500

図面の縮尺は、Ａ１版で印刷した場合のものである。

件名	下久保ダム堆砂土掘削等場所	
名称	貯砂ダム付近平面図 縮尺 1:1,500	
登録番号	整理番号	２／４
独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所		

貯砂ダム付近　掘削断面図（参考図）

S=1:500

NO. 18

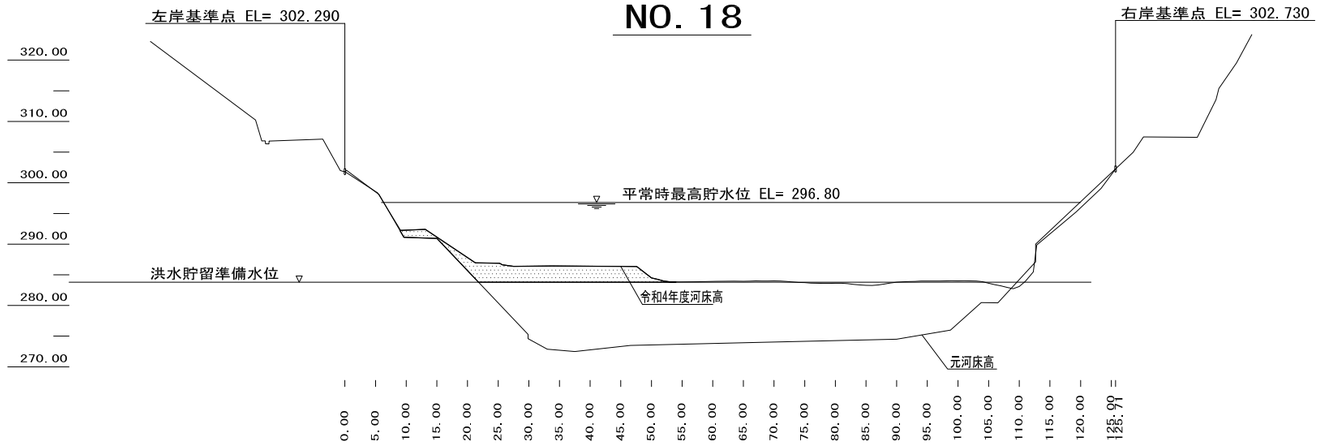

NO. 19

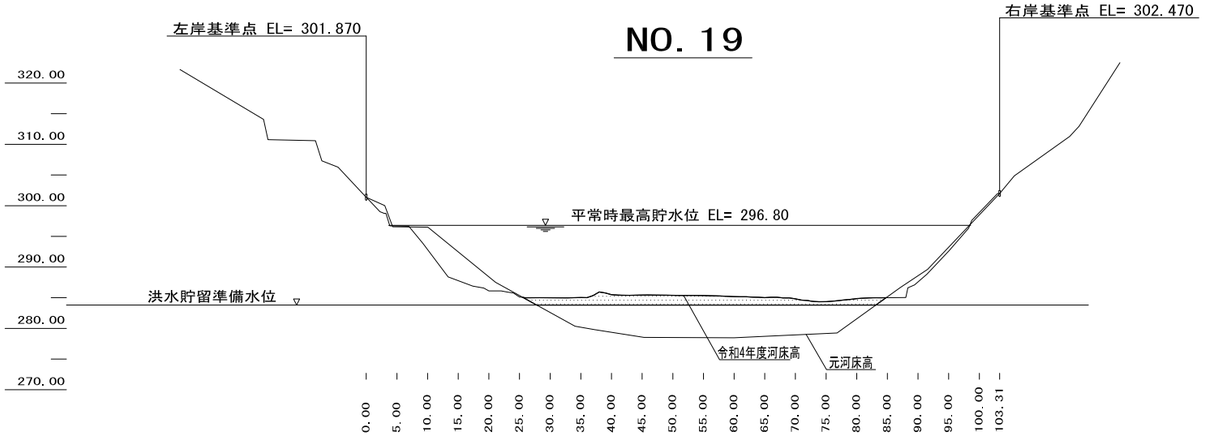

NO. 20

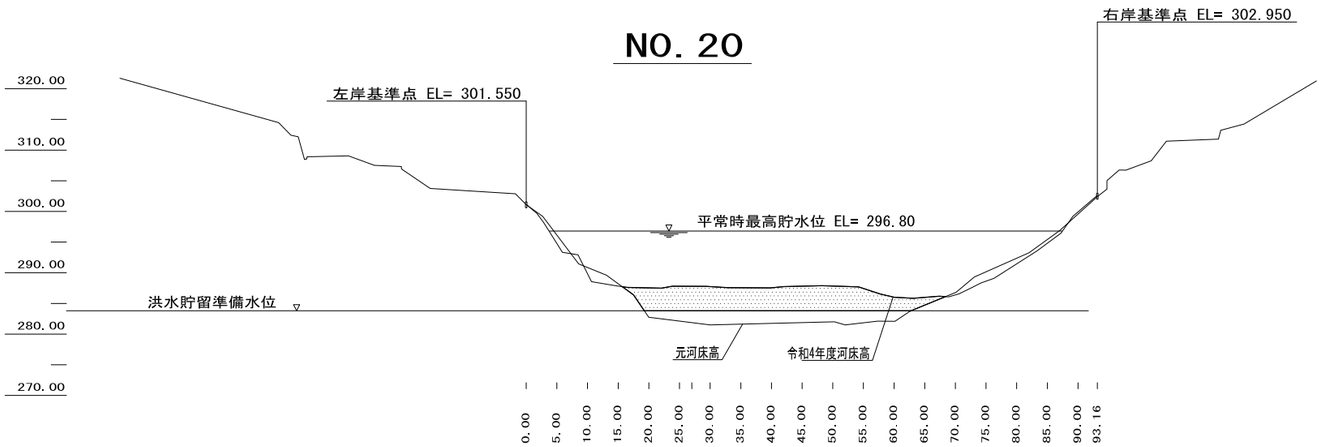

件　名	下久保ダム堆砂土掘削等場所
名　称	貯砂ダム付近　掘削断面図（参考図） 縮　尺　1:500
登録番号	整理番号　3／4
独立行政法人 水資源機構 下久保ダム管理所	

原石山跡地 平面図 S=1:400

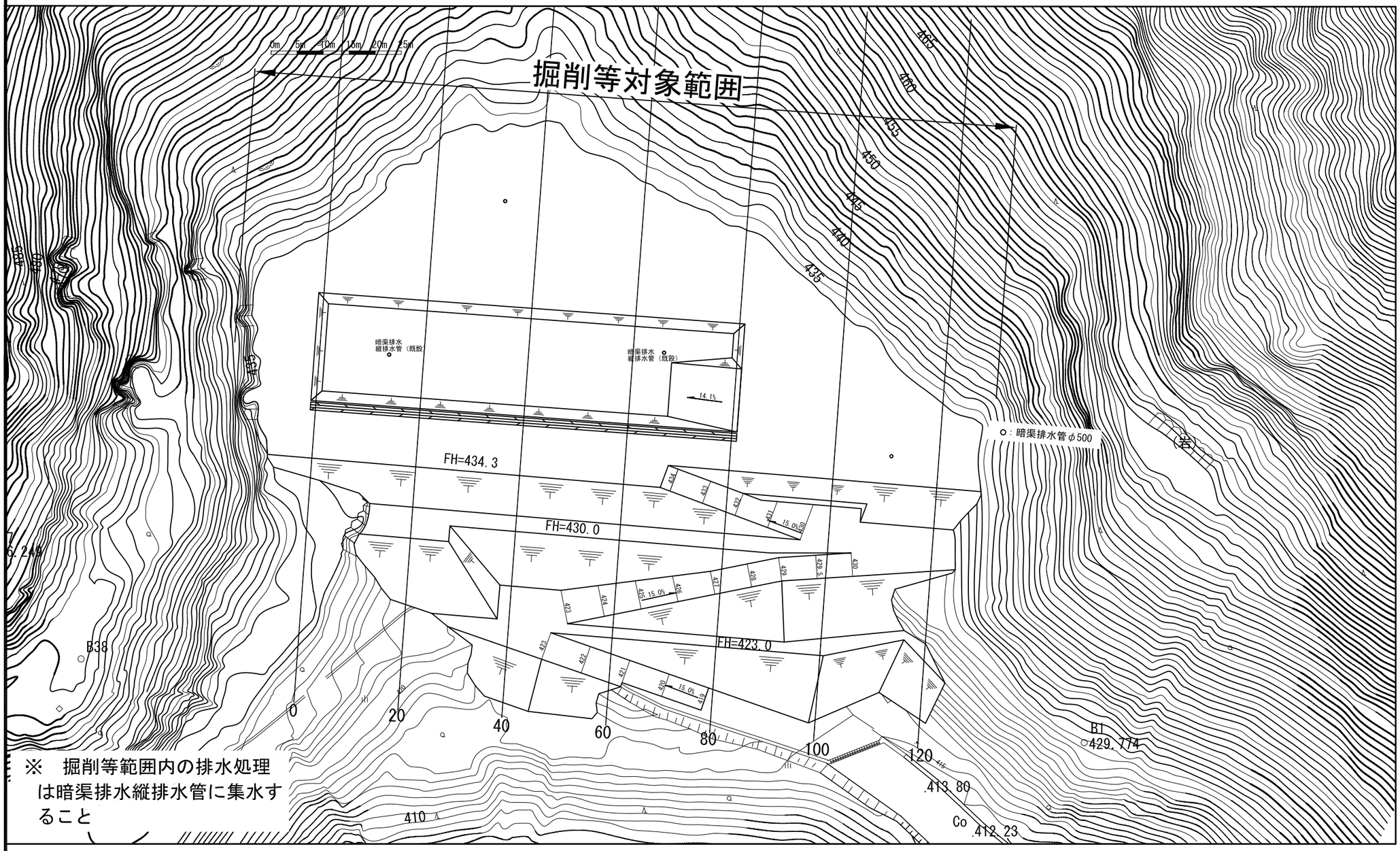

（参考）断面図　60 S=1:250

60

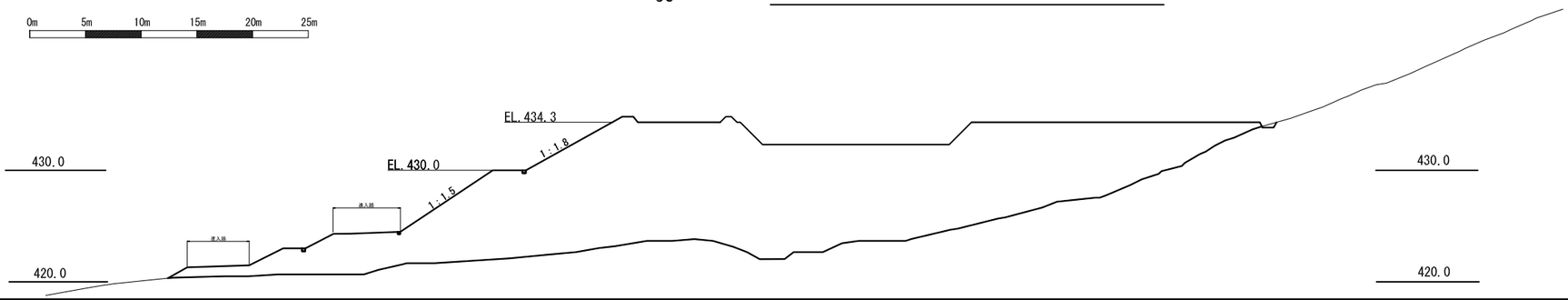

図面の縮尺は、Ａ１版で印刷した場合のものである。

件名	下久保ダム堆砂土掘削等場所	
名称	原石山跡地 平面図 縮尺　図示	
登録番号	整理番号	４／４
独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所		

（参考資料）　堆砂土掘削作業状況(過去の事例)